

行為の正当化

行為の正当化 こういのせいとうか

人を放射線被曝から守るために、国際的に勧告（ICRP勧告）され、放射線防護の基本的概念として定められている種々の考え方の中で用いられている用語の一つ。人が放射線に被曝する行為は、それにより、個人あるいは社会全体に利益がもたらされる場合でないとはできないとするものである。行為の正当化を判断するには、被曝行為が害に比べて利益が大きいか、また経済的に適性であるかなどについて検討される。

<登録年月>

1998年02月
